

五 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
<p>（流動資産に係る引当金の表示）</p> <p>第三十一条 財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p>	<p>（流動資産に係る引当金の表示）</p> <p>第三十一条 財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p>
<p>（有形固定資産の減損損失累計額の表示）</p> <p>第三十四条 財務諸表等規則第二十六条の二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。</p>	<p>（有形固定資産の減損損失累計額の表示）</p> <p>第三十四条 財務諸表等規則第二十六条の二（第四項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。</p>